

入 札 公 告

下記の建設工事について、制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び河津町契約規則（平成9年河津町規則第19号）第3条の規定により公告する。この工事の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告により行うものとする。

この入札は、静岡県共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して執行する。

令和8年9月9日

河津町長 大川 良樹

工事内容等

入札番号	第 33 号
工 事 名	令和 8 年度 田中地区金草原水路改修工事
工事箇所	賀茂郡河津町 田中 地先
種 別	土木一式工事
工事概要	入札情報サービス（PPI）掲載の設計図書のとおり
工 期	契約締結日の翌日 から 令和9年1月29日 まで

入札に付する事項

予定価格	事後公表
最低制限価格設定	無
低入札価格調査設定	有
入札保証金	免除
契約保証金	納付（請負代金額の10分の1以上）。 ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
前払金	請負代金額が200万円以上の場合、請負代金の60%以内を前払いとする（但し、中間前払い20%を含む）。
部分払	請負代金が 300万円以上、2,000万円未満・・・2回以内 2,000万円以上、5,000万円未満・・・3回以内 5,000万円以上・・・4回以内とする。
契約書の作成	要

入札参加資格に関する事項

河津町における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(共通事項)

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
河津町における建設工事等競争入札参加資格の認定を受けている者
入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定までの期間に、河津町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成18年河津町要綱第18号）に基づく入札参加停止を受けていない者
会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
建設工事にあつては、対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない者

(個別事項)

(1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく『土木工事業』の建設業許可を受けているもの。
(2) 主たる営業所(本社)の所在地が河津町内であること。

入札参加資格の確認

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格確認申請に際し下記の資料を作成及び提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。

提出資料

・入札参加資格確認申請書（河津町制限付き一般競争入札実施要領 様式第1号） ・入札参加資格要件（1）を満たす建設業の許可を受けた書類の写し ・入札参加者の所在地がわかる書類（登記簿の写しなど）
--

- (2) 申請書及び資料の提出は原則電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量により電送できない場合や、紙媒体の持参による提出を行いたい場合は、下記の申請書を河津町役場 総務課まで提出し承諾を得なければならない。

《参加申請前》・・・「紙入札方式参加申請書」（河津町電子入札運用基準 様式4）
《参加申請後》・・・「紙入札方式移行申請書」（河津町電子入札運用基準 様式5）

- (3) 申請書及び資料の取り扱いについては次に掲げるものとする。

- ・申請書、資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・入札執行者は、提出された申請書及び資料を入札参加資格の確認以外に、提出者へ無断で使用しない。
- ・提出期限後における入札執行者の指示以外の申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出された申請書及び資料は、返却及び公表はしない。
- ・申請書及び資料に用いる言語は日本語とする。

入札日程

入札参加資格確認申請書及び資格確認資料の提出	公告の日から 令和8年9月25日（金）午後4時00分 まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 《電子入札システムの場合》 上記の期間中のシステム運用時間内に提出すること。 《持参の場合》 上記の期間中の午前9時から午後4時までに河津町役場 総務課に提出すること。	河津町制限付き一般競争入札実施要領 様式第1号
入札参加資格の確認通知	令和8年9月28日（月）午後4時00分 まで 《電子入札システムの場合》 上記の期間までに電子システムにより通知する。 《持参の場合》 上記の期間までに郵送により通知する。	
入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明請求	通知を受けた日から 令和8年10月5日（月）午後4時00分 まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 《電子入札システムの場合》 上記の期間中のシステム運用時間内に提出すること。 《持参の場合》 上記の期間中の午前9時から午後4時までに河津町役場 総務課に提出すること。	※書面による提出の場合は様式自由とするが、社名を記載し押印したものとする。
上記の回答期限	令和8年10月6日（火） まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 《電子入札システムの場合》 上記の期間中のシステム運用時間内に回答する。 《持参の場合》 上記の期間までに郵送により回答する。	※『上記の期間までに郵送』とは回答期限の日までに発送することをいう。
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の縦覧期間	公告の日から 令和8年10月8日（木） まで 上記の期間中で入札情報サービス（PPI）により縦覧する。 https://www.ppi.cals-shiz.jp/ebidPPIPublishi/EjPPIj	
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日から 令和8年9月29日（火） まで 《電子入札システムの場合》 上記の期間中のシステム運用時間内に提出すること。 《持参の場合》 上記の期間中の午前9時から午後4時までに河津町役場 総務課に書面により提出すること。	※書面による提出の場合は様式自由とするが、社名を記載し押印したものとする。
上記の質問に対する回答期限	令和8年10月1日（木） まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 《電子入札システムの場合》 上記の期間中のシステム運用時間内に回答する。 《持参の場合》 上記の期間までに郵送により回答する。	※『上記の期間までに郵送』とは回答期限の日までに発送することをいう。

入札書等受付期間 入札書等の提出	令和8年10月7日（水） 午前9時00分 から 令和8年10月8日（木） 午後4時00分 まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 《電子入札システムの場合》 上記の期間中のシステム運用時間内に提出すること。 《持参の場合》 上記の期間中に河津町役場 総務課に提出すること。 ただし、最終日は午前11時まで。	※持参の場合の提出方法は原則持参とし、郵送は認めない。
内訳書の提出	全ての入札参加者は、入札書と同時に提出しなければならない。	河津町制限付き一般競争入札実施要領 様式第6号
開札日時・場所	令和8年10月9日（金） 午前9時00分 河津町役場 2階 総務課	
辞退届	令和8年10月8日（木） まで （土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 《電子入札システムの場合》 上記の期間中のシステム運用時間内に辞退の操作をする。 《持参の場合》 上記の期間中の午前9時から午後4時までに河津町役場 総務課に提出すること。	※持参の場合の様式は、河津町建設工事競争契約入札心得 様式第1号による

落札者の決定方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項及び地方自治法施行令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内で最低の価格（最低制限価格を設定した業務委託にあっては、最低制限価格以上の価格）をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

調査基準価格を設定した工事にあっては、入札価格が「調査基準価格」を下回った場合には、低入札価格調査の結果、当該入札価格で契約内容に適合した履行が可能と判断された場合に当該入札者を落札候補者とする。

なお、入札価格が「河津町低入札価格調査制度実施要領」第12条第1項第8号の基準未満であった場合は、当該入札を無効とする。

その他

- 1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札執行回数は、2回までとする。
- 3 他の工事を落札したこと等により技術者を配置できなくなったときは、入札してはならない。技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、河津町工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を行うことがある。
- 4 入札心得に示した条件その他の入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。